



津島市 第6期

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

概要版



平成27年3月

津島市

1 計画の背景と趣旨

① サービス需要のさらなる増大

高齢者数・要介護等認定者数が増加しており、介護サービス等への需要のさらなる増大が見込まれます。

▶中長期的な視点の下に、在宅サービスと施設サービスをどのような方向性で充実させていくのか、地域の特性を踏まえて示していくことが求められています。

② 地域で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の必要性

高齢者が、地域の住み慣れた自宅で生活し続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされています。医療や介護サービスだけでなく、生活支援サービスの充実も必要です。さらに、認知症高齢者の安心な生活や早期診断・適切なケアが可能な環境づくりを進める必要があります。

▶高齢者のニーズに対してどのようなサービス体制で応えていくのか等を明らかにし、地域の特徴に合致した地域包括ケアの実現をめざしていく必要があります。

③ 地域でいきいきと生活できる地域づくり

元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となり、より一層元気に活躍していただくことも重要なポイントです。高齢者が役割を持ち、地域で力を発揮していくことは、高齢者自身の生きがいの向上にもつながります。

▶高齢者が様々な形で地域社会に参加し、関わりを持っていくことができる地域環境の整備が求められています。

2 計画の性格

- この計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」の両計画を一体化させ、一本の計画としたものです。
- 平成 23 年度に策定した「津島市第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の各種事業の評価をふまえ、また、第 6 期における関連法の制度改革等に対応しています。
- 市が推進する高齢者福祉施策の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取り組み方針を明らかにし、福祉、介護保険の各事業の実施目標を定めています。

3 計画の期間

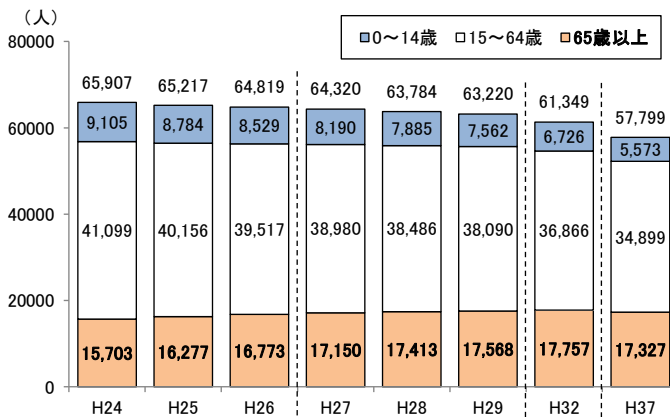
- 平成 27 年度を始期とし平成 29 年度を目標年度とする 3 か年計画です。
- 2025 年（平成 37 年）の高齢者の状況やサービス水準を見込み、中・長期的なビジョンを盛り込んでいます。

4 高齢者の状況と将来推計

市の人口は減少傾向にあります。高齢者人口は平成32年まで増加し続ける見込みです。平成25年9月末現在の高齢者数は16,277人、高齢化率は25.0%となっています。

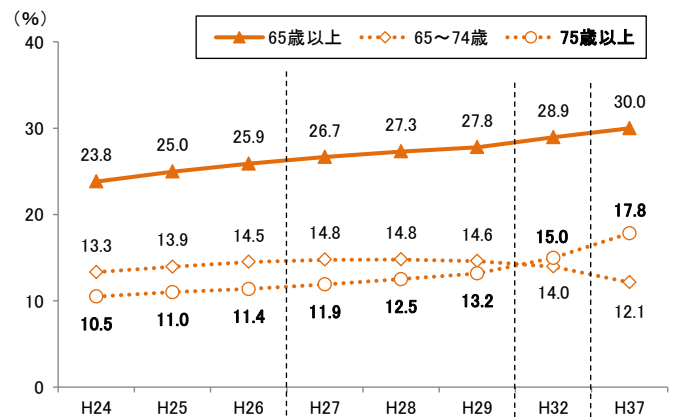
平成37年には高齢化率は30.0%になると見込まれ、特に75歳以上の高齢者の割合が高くなることを見込まれます。

＜年齢別人口の推移と将来推計＞



資料：平成24～26年は住民基本台帳、平成27年以降はコーホート要因法を用いた推計値

＜高齢者人口割合の推移と将来推計＞



5 計画の基本理念



① 高齢者の尊厳の保障

介護が必要になったとき、その人の身体状況に合わせてできる限り自立し、尊厳をもって生活を送れるよう介護基盤の整備を図ります。

② 利用者の選択によるサービスの適切な提供

いつでも、どこでも、保健・医療・福祉にわたり良質なサービスを総合的に利用できる体制を整備します。

③ 個人の能力を活かし、生きがいある生活の実現

健康的な生活習慣の実践とともに、介護や支援が必要になっても、可能な限り自助努力によって、みずからの能力を活かし、生きがいやゆとりをもった生活が営めるよう支援します。

④ 住み慣れた地域で、安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように相互の助け合いとふれあいを大事にしながら、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの体制を整備します。

6 計画の体系と重要ポイント

津島市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

1
生きがいがづくり
の充実と社会参
加の促進

- 1-1 社会参加の促進
- 1-2 生きがいがづくりの推進



2
地域包括ケア
システムの
充実

- 2-1 多様な連携による地域包括ケアの推進
- 2-2 認知症高齢者施策の充実
- 2-3 高齢者の日常生活支援の充実
- 2-4 高齢者が安心して生活できる住まいの確保
- 2-5 見守りと支え合いの促進

3
介護予防及び
介護給付サービ
スの充実

- 3-1 効果的な介護予防事業の充実
- 3-2 介護保険サービスの充実
- 3-3 状態に応じた適切なサービス利用の促進



■制度面での重要ポイント

- ①地域包括ケアシステムの構築
 - ・医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供されるしくみの実現
- ②地域支援事業の再編
 - ・「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の創設
 - ・在宅医療・介護連携の推進
 - ・認知症施策の充実
- ③地域ケア会議や地域包括支援センターの機能強化
 - ・新しい地域支援事業を担う機能の強化など

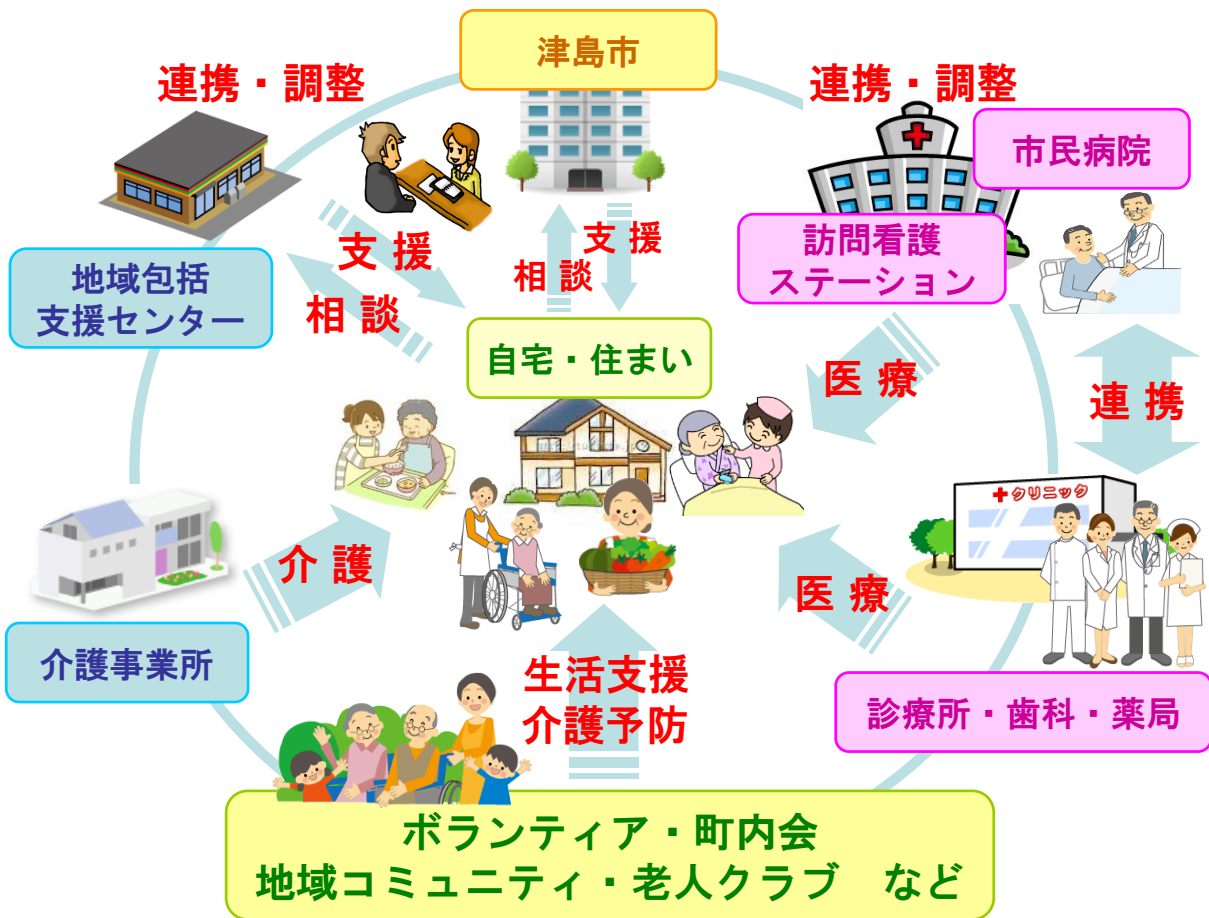


<地域包括ケアシステムの構築>

地域包括ケアとは、高齢者が住みなれた地域において、できる限り継続して自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいの各サービスを切れ目なく連携して一体的に提供していく考え方のことであり、そのような体制を地域包括ケアシステムといいます。

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の見守り活動を進めることで、支援が必要な高齢者を早期に発見し対応することが必要です。また、医療関係者や介護事業者だけでなく、地域の団体や住民などが連携・協力して高齢者を支える取り組みが求められます。

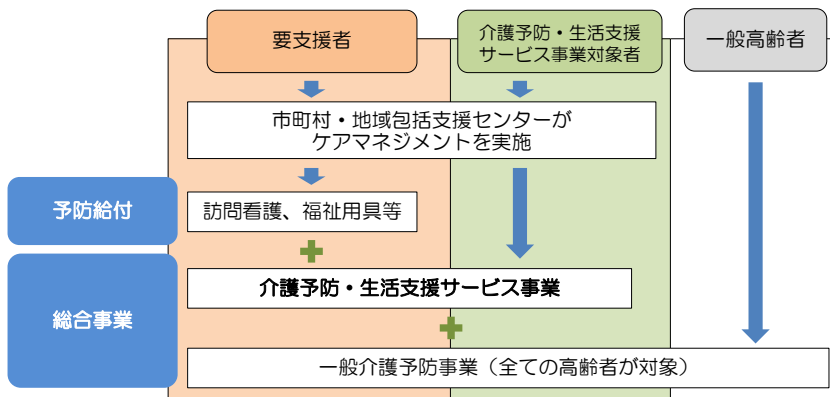
＜地域包括ケアシステムのイメージ＞



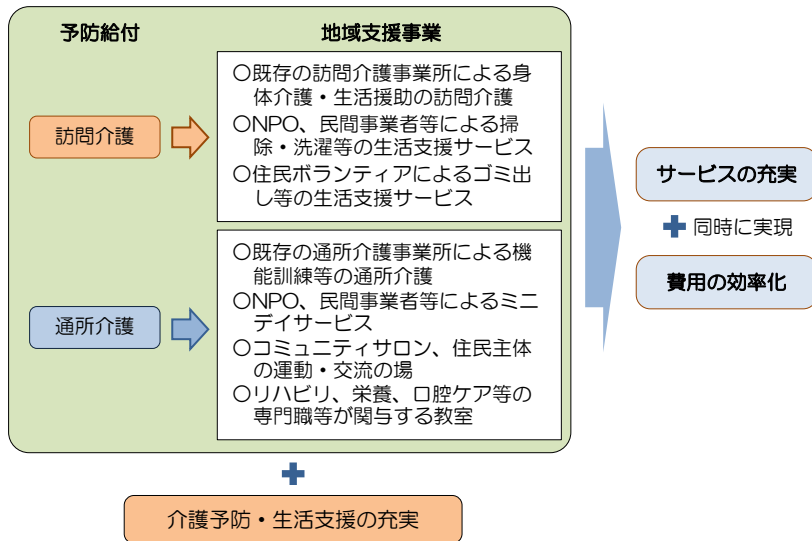
▶ 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の創設

これまで介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で市町村が任意に実施してきた「介護予防・日常生活支援総合事業」が、制度改正により、平成29年4月までに全市町村で実施されることになりました。従来の予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業へ移行し、多様な形で、より予防に特化した方法でサービスを提供します。

＜新しい介護予防・日常生活支援総合事業＞



＜予防給付の見直し＞



▶在宅医療・介護連携の推進

高齢者が自宅で安心して生活できる地域づくりをめざすためには、在宅医療の推進と、医療と介護の連携が不可欠です。在宅医療の必要性について多職種ネットワークの中で情報共有していくとともに、市民に対しても在宅医療の有効性を啓発します。

▶認知症施策の充実

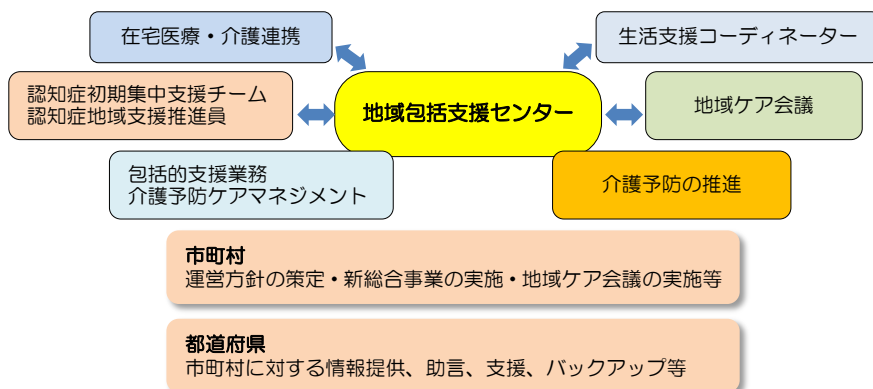
認知症に関する正しい理解が地域に広まるよう、認知症サポーターの養成を行うとともに、出前講座などのあらゆる機会を通じて正しい知識の普及・啓発を進めます。

また、「認知症ケアパス」の有効活用、認知症初期集中支援チームの設置、医療機関の連携体制づくりなど、認知症の早期診断と進行防止のための取り組みを進めます。

▶地域包括支援センターの機能強化

制度の見直しにより内容がより充実された包括的支援事業の実施に加えて、新しい総合事業の実施、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の充実などを踏まえた、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

＜地域包括支援センターの機能強化＞



7 介護サービス給付費の見込み

第6期（平成27年度～平成29年度）における介護保険事業サービス給付費の見込み数値は、以下の通りです。

平成27年度の標準給付費見込額は約43億円、平成29年度では約46億円となると見込んでいます。

標準給付費の見込み

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
総給付費	4,024,575	4,170,271	4,312,914	12,507,760
特定入所者介護サービス費等給付額	175,719	174,279	184,348	534,346
高額介護サービス費等給付額	85,577	87,051	89,157	261,784
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,471	11,920	12,873	36,263
算定対象審査支払手数料	2,601	2,654	2,760	8,015
標準給付費見込額	4,299,943	4,446,174	4,602,052	13,348,169

地域支援事業費の見込み

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期合計
地域支援事業費	114,263	119,252	207,908	441,422
介護予防・日常生活支援総合事業	28,028	30,439	116,976	175,444
包括的支援事業・任意事業	86,235	88,813	90,931	265,978



8 第1号被保険者の介護保険料

第6期（平成27年度～平成29年度）における第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、被保険者の負担能力に応じて以下の14段階を設定しました。

保険料基準額は、年額63,600円（月額5,300円）です。

所得段階	計算内容	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.50	31,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	0.57	36,250円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が120万円超の方	0.60	38,160円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.70	44,520円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人年金収入等が80万円超の方	1.00	63,600円 <基準額>
第6段階	市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	76,320円
第7段階	市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	82,680円
第8段階	市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.60	101,760円
第9段階	市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	1.70	108,120円
第10段階	市民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.85	117,660円
第11段階	市民税課税者で、合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	2.15	136,740円
第12段階	市民税課税者で、合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	2.20	139,920円
第13段階	市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.25	143,100円
第14段階	市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	146,280円

一部の低所得段階の方は、公費による軽減措置により保険料が上表の金額より減額されます。

津島市 第6期 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 **概要版**

平成27年3月発行

津島市 健康福祉部 高齢介護課

TEL (0567) 24-1111 (代表)